

令和8年度 随意契約一覧表(都市計画部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	住宅政策室	令和8年度公営住宅 管理システム改修業務	令和8年度公営住宅 管理システム改修業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月1日)	大阪府大阪市北区堂島 2丁目4番27号 日本事務器(株) 関西支社	7,959,600円	公営住宅管理システムの改修にあたっては、他の事業者では 知れない情報をもって実施されることから、開発事業者しか 担うことができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・ 委託役務関係業務】カに該当)
2	住宅政策室	吹田市営豊津住宅 T2棟跡地駐車場整備 準備業務	吹田市営豊津住宅の T2棟跡地において、 敷地のアスファルト 舗装とスロープの新設 を行うもの	令和8年4月22日から 令和8年6月30日まで (令和8年4月22日)	大阪府大阪市中央区 本町4丁目3番10号 日本管財(株)	6,813,235円	本業務は、吹田市営住宅等管理運営業務の収支計画に含ま れない事業であり、指定管理者に実施させる事業として定め られているため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・ 委託役務関係業務】イ に該当)
3	都市計画室	吹田市統合型GIS都市 計画関連機能追加業務	平成30年度に導入され た「屋外広告物管理 システム」を本市で 稼働中の統合型GIS でシステムで運用が行 えるよう、屋外広告物 管理システム等含む 都市計画関連機能を 追加したシステムを 構築するもの	令和8年4月24日から 令和9年3月31日まで (令和8年4月24日)	大阪府大阪市北区 天満橋1丁目8番30号 アジア航測(株) 大阪支店	14,960,000円	本業務は、庁内共通の統合型GISでの機能拡張を行うもので あり、統合型GISの開発事業者で著作権等を有している、 アジア航測(株)でなければ役務の提供を受けることができな いため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委 託役務関係業務】カに該当)
4	住宅政策室	令和8年度吹田市 借上型市営住宅の供給 に係る不動産鑑定評価 業務	吹田市借上型市営 住宅の賃貸借契約 更新にあたっての賃料 の鑑定業務	令和8年4月24日から 令和8年8月31日まで (令和8年4月24日)	大阪市西区阿波座 1丁目6番1号 公益社団法人 大阪府 不動産鑑定士協会	4,538,600円	(公社)大阪府不動産鑑定士協会は、大阪府内の不動産 鑑定業者を会員とし、公共事業における不動産鑑定評価の 価格の適正な均衡等を実現するための支援事業を行っていま す。本市からの依頼により同法人が、会員のうちから対象案件 に適した専門的知識や経験を有する不動産鑑定業者を選定 し、鑑定評価を実施します。これにより、鑑定評価の質を確保 し、また鑑定業者の選定事務の負担も軽減できることから、 同法人を契約の相手方として選定するものです。また、中央 用地対策連絡協議会通知(令和7年10月6日付け中央用対 第4号)により、公共事業に係る不動産鑑定報酬基準が定めら れており、対象不動産の評価額に基づき一律に鑑定報酬額が 決定されるため、随意契約とするものです。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)アに該 当)

令和8年度 随意契約一覧表(都市計画部)

5月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	住宅政策室	吹田市営津雲台第2住宅昇降機更新工事に伴う昇降補助業務	吹田市営津雲台第2住宅の昇降機更新工事に伴うエレベーターの停止期間中に、介助を必要とする入居者に対して階段昇降時の補助を行うもの	令和8年5月20日から 令和8年7月31日まで (令和8年5月20日)	大阪府大阪市中央区 城見二丁目2番22号 マルイトOBPビル8F 日本オーチス・エレベータ (株) 西日本支社	5,720,000円	本業務は、吹田市営津雲台第2住宅昇降機更新工事に伴い、工事期間中にエレベーターが使用できない期間に階段昇降補助を行うものであり、業務範囲が当該工事と重複し密接に関連しているため当該工事受注者に履行させることが効果的であり、経費面でも有利となるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第6号【物品・委託役務関係業務】(2)に該当)

6月～7月分については対象案件はありません。